平成２９年（フ）第９６１７号
東京都練馬区関町南２丁目16―13
債務者　長澤　晴美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６１９号
東京都練馬区大泉学園町８丁目32―４―202
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６２０号
東京都台東区谷中２丁目１―14　富士コーポ３Ｆ
債務者　土田　江利（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６２３号
東京都大田区西蒲田５丁目18―６―102
債務者　小林　隆行
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６２６号
東京都稲城市向陽台４丁目５　多摩ニュータウン向陽台団地１―302
債務者　丁　　桂淑
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６３０号
東京都町田市根岸１丁目14―17―202
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６３１号
東京都世田谷区経堂３丁目24―13
債務者　タウンセンド清美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６３６号
東京都荒川区荒川６丁目18―８―203
債務者　井上　聖悟
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６３７号
東京都西東京市南町５丁目７―１―501
債務者　金本秀鎬こと　金　　秀鎬
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６３９号
東京都文京区千駄木４丁目11―11―201
債務者　金子　修司
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６４０号
東京都調布市国領町３丁目８―15　都営調布くすのきアパート４―810
債務者　渡辺　　功
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６４２号
東京都町田市鶴川２丁目10―36
債務者　内山　泰孝
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６４３号
東京都町田市鶴川２丁目10―36
債務者　内山　恭子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６４７号
埼玉県さいたま市西区三橋６丁目578―１
県営大宮三橋西団地２―106
債務者　速水　春樹
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部